

(法 第 10 条関係)

設 立 趣 旨 書

1 趣旨

本事業は、障害のある方が地域社会の一員として安心して生活できる環境を確保することを基本理念とし、家庭的な住環境のもとで日常生活上の支援を提供することにより、自立した生活の促進および社会参加の機会の確保を図ることを目的とする。

三春町および田村郡周辺地域においては、障害のある方が単独生活へ移行することを希望するケースが増加しているほか、いわゆる「親亡き後」を見据えた住まいの確保に対するニーズが高まっている。

しかしながら、当該地域における障害者向けグループホームは現在二か所にとどまり、安心して暮らすことのできる小規模な住まいの整備が十分とはいえない状況にある。

本事業は、こうした地域の実情および喫緊の課題に対応するため、障害のある方が地域で継続的に生活できる住まいの選択肢を拡充することを目的として開設するものである。

2 申請に至るまでの経過

令和7年6月 設立発起人 GUO YUAN 郭 淵 (林 優夏)、林栄和が集い、NPO法人化を検討。

令和8年3月 設立発起人会を開催し、設立の趣旨、定款、会費、財産、令和8年度及び令和9年度の事業計画、活動予算、役員の名簿を審議し決定した。

令和8年3月 設立総会を開催し、議案について承認され、申請に至る。

令和8年3月28日

特定非営利活動法人やさしい夏

設立代表者 住所又は居所

氏 名 Guo Yuan 郭 淵 (林 優夏)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。